

広島県告示第七百二十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の三第一項の規定による係留施設の建設について、次のとおり届出があった。

令和四年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 届出者

広島県江田島市江田島町江南三丁目一番一号

伊藤忠エネクス株式会社江田島ターミナル 所長 宮本俊昭

二 施設の所在する水域の範囲

広島県江田島市江田島町江南三丁目三四七五番七号地先

三 施設の種類、規模及び構造

1 種類

接岸ドルフィン

2 規模及び構造

鋼管杭式ドルフィン 一基

延長 九メートル

幅 九・五メートル

計画水深 C・D・L・マイナス十五・五メートル

四 係留施設の係留能力

1 最大対象船舶の船型

載貨重量トン数十一万トン級のタンカー（総トン数六万七千七百二十四トン、全長二百四十四・六メートル、型幅四十二メートル、満載喫水十五・五二メートル）

ただし、着船時は減載（最大喫水十四メートル）

2 同時に係留可能な隻数

載貨重量トン数十一万トン級以下のタンカー一隻

3 係留能力

係船柱一基当たりの牽引力千キロニュートン

五 施設の建設の工事の開始及び完了の予定期日

1 開始予定期日

令和四年十一月一日

2 完了予定期日

令和五年三月三十一日

六 施設の使用及び管理の計画

1 管理者

広島県江田島市江田島町江南三丁目一番一号

伊藤忠エネクス株式会社江田島ターミナル 所長 宮本俊昭

- 2 施設を使用する船舶の使用頻度  
タンカー（載貨重量トン数十一万トン以下級）四十隻／月程度
- 3 異常気象時における利用の有無  
利用しない
- 4 取扱い貨物の種類及び数量  
石油製品及び苛性ソーダ 月間約十二万二千トン